



稲穂

小樽市立稲穂小学校
学校だより No.9
令和6年12月5日
文責 校長 遠藤 隆典

【学校の教育目標】
りこうで たっしやで
ほがらかな 稲穂の子

稲穂小 WEB



子どもたちの学びに伴走する授業へ教職員皆でチャレンジ！

校長 遠藤 隆典

保護者や地域の皆さんにとって学校での授業はどんな光景を思い浮かべますか？

先生の問いかけに子どもたちが元気いっぱい手を挙げて答えていく姿は、とても生き生きとした感じがします。目指すべき姿の一つです。しかし、学習の全ての場面で教師が主導で学習を進めていってしまうと、子どもは受け身の学習者になり、学習は与えられるものになってしまうことが多々見られます。日本の学校教育は、今、そのような教師主導の授業を見直し、授業改革を進めています。1人1台端末の学習道具も整備されより個々の多様な学びに対応できることもあり、授業が大きく変わってきています。

今年度、「主体的に学び出す稲穂の子ども～伴走する教師の関わりを工夫して～」を研修テーマに掲げ、授業改革に取り組んでいます。様々な授業展開の工夫にチャレンジし実践を重ね、授業改革の方向性と重点を教職員皆で共有にたどりついてきました。職員皆の頑張りに素晴らしさを感じています。以下、全校で大切にしているポイントです。

- ①学習課題が自分ごととなるように興味・関心を高める工夫をしていく！
- ②どんな方法で学ぶのか、友達と協働的に学ぶのかなど学び進める方法も必要に応じて自己選択していく展開も取り入れていく！
- ③授業の終わりに何ができればいいのかという授業のゴールを明確に示し、子どもが自分で学び進む意識を高めていく！

その結果、一見静かで活発なやりとりがない授業に見えても、一人ひとりが学習に集中して取り組む姿が増えてきました。そのような授業では、静かに指示を待っている姿や何も参加できず時間が過ぎているといった姿がなくなり、それぞれが自分ごととして学習活動に取り組んでいるいい姿が見られます。

なぜ、このような授業づくりを目指すのか？

それは、子どもたちが将来、社会で活躍するために必要な「主体性」「協働性」「自己学習能力」を育んでほしいからです。これらの力は、教科書の知識を覚えるだけでなく、自ら考え、問題解決に取り組む力、変化の激しい社会に対応していく力につながると考えています。

11月22日、本校の研究の向上へ向け、公開研究会を開催し、1年2組の国語の授業公開と研究協議を行いました。多くの参加者から本校が重点としている「主体的な学び」の授業づくりへ向け貴重なご意見をいただきました。いただいた意見を基に、授業づくりの重点をもっと工夫改善していき各学年の授業がアップデートしていくことを目指していきます。まだまだ試行錯誤ですが、子どもたちが自ら「問い＝？」を見つけ、その解決に向けて学んでいく主体的に学ぶ姿を目指したチャレンジを学校全体で続けていきます。

ご家庭でも、子どもの学習に対する興味・関心を育み、主体的に学ぶ意識へ向け励ましの言葉をかけていただけると幸いです。



第10回小樽音読カップで6年生北出さんが金賞を受賞！



小樽音読カップは、小樽市全小中学校の学校代表が小学生低・中・高学年、中学生の4つの部に分かれて音読を発表し合う今年10回目を迎えたコンクールです。今年度は75名がエントリーし、市民会館のステージで練習してきた自分の音読を表現していました。

そして、高学年の部で北出梨紗さんが最高賞の金賞を受賞しました。また、5年生平岡京さん、4年生石川桃さんが奨励賞を受賞しました。出場した全員が生き生きと練習の成果を発揮し堂々と声を出し音読をしていた姿が、大変素晴らしかったです。全員の頑張る姿に感動しました。

小樽市では、「家庭学習は音読から」を合い言葉に、日本語の美しさを体感し、子どもたちのことばに対する興味・関心を高め読む力と表現する力を育むために音読活動に力を入れています。今後も、子どもたちが日々の音読を通して、美しい日本語に数多く出会い、それを上手に伝える読み方を自分なりに工夫していく楽しさを味わっていくことを願っています。

子どもの安全を守るために、学校・地域みんなの意識を高めて！

市内で小学生が自宅で倒れ亡くなる大変痛ましい事故が起こりました。小樽市も小樽市教育委員会もこの事案を重く受けとめ、二度と起こらないように未然防止の取組と児童の安全を守るために市教委・学校が行うべき対応を多角的に精査し協議しているところです。

今後、まわりの大人の通告義務という意識を高めていく必要があることは明確です。

通告義務とは、児童虐待の防止等に関する法律第6条、児童福祉法第25条に規定されており、全国民の義務です。子ども虐待が疑われた場合、児童相談所もしくは市町村の担当窓口へ連絡をすることになっています。

「児童虐待を受けたと思われる」＝児童虐待を受けたという疑いがある時点で通告の義務があることとなります。虐待の事実の確認ができていなくても通告する義務が定められています。

情報がちがった場合に信頼を損なうのでは…、当事者から迷惑がられるのでは…という思いから、学校も通告に消極的になってきた面があったと考えています。心配な兆候をキャッチできたときには、ためらわずに関係機関と連携をとることが重要だと考えます。



コミュニティースクールの稲穂小は「安全見守り200Days！」という素晴らしい取組をしています。学校・保護者・地域全体で、通告義務への意識も今一度高めていきましょう！

■不審電話対策として、警察との連携をより強めた対応へ！

11月28日に1ヵ月ぶりに不審な電話がかかってきてしまいました。ご不安をおかけしております。同一犯からと思われる不審電話が続いたことから、パトロールの継続も含めて警察には事件性を高めた対応をおこなっていただいています。

どこからの電話か？電話番号は？逆探知は可能か？など、警察としてできることを対応していただけるよう働きかけています。

保護者・地域の皆さまには、今後も、可能な範囲で子どもたちの見守りを引き続きよろしくお願いいたします。